

職員の勤務時間等に関する規則

〔平成 21 年 10 月 8 日〕
規 則 第 9 号

職員の勤務時間等に関する規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 12 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、職員の勤務時間等に関する条例（平成 21 年北但行政事務組合条例第 4 号）の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関しては、豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 17 年豊岡市規則第 32 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

2 職員の給与に関する規則（平成 18 年北但行政事務組合規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（北但行政事務組合庁舎管理規則の一部改正）

3 北但行政事務組合庁舎管理規則（平成 7 年北但行政事務組合規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略